

## 年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎76-2151 内線222、223

専業主婦の皆さん！ご存知ですか  
第3号被保険者である奥様へ  
厚生年金や共済年金などに加入するご主人に扶養されている奥様は、国民年金の第3号被保険者です。保険料はご主人の年金制度が負担しますので、奥様の名前で個別に納める必要はありません。

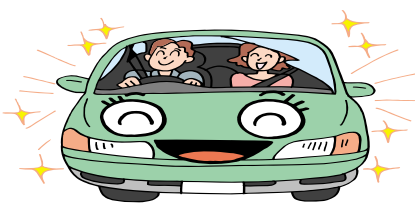
しかし、ご主人の定年退職や仕事を辞めた場合に注意が必要です。  
変更手続きが必要な場合があります  
第3号被保険者の立場はご主人あってのもの。例えばご主人が60歳で定年退職した場合、年金受給権があるご主人は年金に加入する必要がなくなります。しかし、奥様が60歳に満たない場合は、第3号から第1号被保険者への変更手続きをして保険料を納めなければなりません。

専業主婦の方が手続きを忘れがち  
専業主婦の奥様の場合、この変更手続きを忘れがちです。ご主人の定年だけでなく、ご主人が仕事を辞めたときも、ご主人の国民年金への加入届けと共に、奥様は第3号から第1号への変更届を役場窓口に出しましょう。

## 自動車点検整備 推進運動実施中

<強化実施期間>  
平成25年9月、10月の2か月間

『まもりたい笑顔のために  
クルマの点検、あたりまえ』  
～安全確保と環境保全是、  
クルマの点検・整備から～



北海道運輸局北見運輸支局  
http://www.tenken-seibi.com

## 雇用トラブルの解決を支援する 『個別的労使紛争あっせん』

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労・使の各委員三者一組のあっせん員が、当事者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に出向いて申請受付やあっせんを行います。

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>

- 【労働相談】労働相談ホットライン フリーダイヤル0120-81-6105  
月～金曜 正午～午後8時(祝日、年末年始を除く)  
専門の労働相談員が対応します。
- 【あっせん窓口】(相談・申請)  
北海道労働委員会事務局調整課 ☎011-204-5667(直通)  
月～金曜 午前8時45分～午後5時30分(祝日、年末年始を除く)

## 里親になりませんか！

『里親』とは、様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育していただく方のことを言います。里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方もいるようですが、特別な資格などは必要ではなく、実際にはどこにいてもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。

里親には、「長期間だと難しいけれど短期間なら預かることができる」「養子縁組をしたい」「祖父母が孫を育てている」など事情に応じた区分があり、次の4種類があります。

養育里親 保護者が引き取れるまで、又は児童が自立して社会に出るまでの間養育する里親。数年から十数年の長期間養育していただける方はもちろん、数日、数週間、数ヶ月という短期間だけ預かることも申請可能です。

専門里親 養育里親が一定要件を満たし研修を受講して登録し、被虐待児・非行児・障がい児を養育する里親です。

養子縁組里親 養子縁組を前提とする里親です。

親族里親 両親の死亡・行方不明等や特別な事情で養育できない児童を、祖父母や兄弟姉妹が里親として養育するものです。

オホーツク管内では里親登録数が多い地域と少ない地域があるため、管内各地に里親さんが増えていくことが望まれます。また近年は、短期的な受入れや緊急的な受入れをお願いするケースも増えています。ぜひ、里親として登録いただき、家庭に恵まれない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

里親制度についてもっと知りたい方、里親を希望される方は、詳しくご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先  
北海道北見児童相談所(担当:若狭) ☎0157-24-3498

## パーソントリップ調査 (交通実態調査)にご協力を

今年、10月から11月にかけて、北海道が中心となりパーソントリップ調査(交通実態調査)を行います。

私たちの生活の中で、交通は欠くことのできない重要な部分を占めています。

しかし、交通空白地帯の解消をはじめ、運行方法などに多くの問題も抱えています。これらの交通問題を解決するためには、すべての交通機関の一体的な対策を考えることが必要です。

パーソントリップ調査は、交通の流れの基となる「人の動き」を調べようとするものです。どのような人々が、どこから、どこへ、どういう目的で、どんな交通機関を使って移動したかというようなど、人の一日の動きの実態を調べることにより、現在の交通実態がどのようになっているかを総合的に知ることを目的としています。

この調査は、将来の交通計画に役立てることを目的として行います。

調査範囲は、北見市を中心とする2市5町(北見市・網走市・美幌町・津別町・訓子府町・置戸町・大空町)で、この地域から無作為に選び出した世帯を対象に実施します。

調査対象となりましたご家庭には、この調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

なお、お聞きした内容は、調査の目的以外には使用いたしません。

調査期間  
平成25年10月～11月  
調査対象(津別町)  
約310世帯  
あらかじめハガキでお知らせします。

調査方法  
調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。

問い合わせ先  
建設課道路車両グループ  
☎76-2151  
または  
北見網走都市圏パーソントリップ調査実施本部  
☎0120-918-063  
(フリーダイヤル)月～金曜日  
午前10時～午後6時

## 木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

### 補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方  
町税を滞納していない方  
平成26年3月31日までに購入し、設置できる方  
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

### 補助金の額等

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。  
平成25年度は、100万円の予算を計上しています。

### その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。  
町による現地確認調査を実施します。  
補助金の交付は、現地調査後となります。  
その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

### 補助の申請書類

補助金等交付申請書  
経費の内訳が明記されている見積書の写し  
ペレットストーブ設置位置図及び平面図  
町長が発行する納税証明書  
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政担当 ☎76-2151(内線259)